

新温泉町告示第98号

第146回（令和8年4月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年4月8日

新温泉町長 西 村 銀 三

1 期 日 令和8年4月13日 午前9時

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）専決処分の承認について

（専決第4号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

（2）大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結について

○開会日に応招した議員

中 村 茂君

寺 谷 英 一君

松 岡 佑 子君

岡 明 彦君

田 村 綱 正君

岡 坂 遼 太君

澤 田 俊 之君

森 田 善 幸君

浜 田 直 子君

河 越 忠 志君

中 井 次 郎君

谷 口 功君

小 林 俊 之君

池 田 宜 広君

○応招しなかった議員

な し

令和 8 年 第146回（臨時）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 8 年 4 月13日（月曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 4 月13日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について
（専決第 4 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第56号 大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について
（専決第 4 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第56号 大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結について
-

出席議員（14名）

1 番	中 村	茂君	2 番	寺 谷	英 一君
3 番	松 岡	佑 子君	4 番	岡	明 彦君
5 番	田 村	綱 正君	6 番	岡 坂	遼 太君
7 番	澤 田	俊 之君	8 番	森 田	善 幸君
9 番	浜 田	直 子君	10番	河 越	忠 志君
11番	中 井	次 郎君	12番	谷 口	功君
13番	小 林	俊 之君	14番	池 田	宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 松 岡 一 孝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	森 田 篤 志君	牧場公園長	廣 瀬 泰 徳君
総務課長	中 井 勇 人君	企画課長	西 脇 一 行君
税務課長	石 原 通 孝君	町民安全課長	村 尾 国 治君
健康課長	島 田 秀 則君	福祉課長	松 本 晃君
商工観光課長	谷 口 薫君	農林水産課長	原 憲 一君
建設課長	森 田 忠 浩君	上下水道課長	山 基 恭 道君
浜坂病院事務長	松 岡 宏 典君	介護老人保健施設ささゆり事務長	中 島 昌 彦君
会計管理者	山 本 幸 治君	こども教育課長	朝 野 繁君
生涯教育課長	中 尾 良 平君	調整担当	谷 口 修 一君

議長挨拶

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第146回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

春風が心地よく感じられる季節となり、町内でも桜の花が満開を迎え、心を和ませてくれました。

一方で、現在の国際情勢に目を向けますと、中東地域における情勢は依然として予断を許さない状況が続いております。特に、アメリカとイランをめぐる緊迫した関係は、国際社会全体がその動向を注視しているところでございます。この国際情勢の緊迫化は、遠い日本の、そして私たち新温泉町の町民の暮らしにも決して無縁ではございません。特に懸念されますのは、原油価格の動向であります。原油供給の不安定化はエネルギー価格の高騰を招き、ガソリン代や電気、ガス料金の上昇として、私たちの日常生活に直接的な影響を及ぼします。緊迫の早期終結を望むものであります。

さて、本日は、第146回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提出される案件は、事件案であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は、臨時会のお願いをしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい

中、全員の御出席いただき、誠にありがとうございます。

今臨時会は、承認1件、事件案1件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

午前9時02分開会

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、第146回新温泉町議会臨時会を開きます。

暫時休憩をいたします。

午前9時03分休憩

午前9時04分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田 宜広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名をいたします。

1番、中村茂君、13番、小林俊之君をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（池田 宜広君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等につきましては、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

森田委員長。

○議会運営委員会委員長（森田 善幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日時は、令和8年4月8日水曜日、午前9時であります。

協議事項は、2点です。1点目は、第146回新温泉町議会臨時会提出議案議事運営についてであります。議会開催日時は、本日、令和8年4月13日月曜日、午前9時。町長提出議案については、先ほど町長挨拶にもあったように、専決処分の承認1件、事件案1件の計2件であります。会期は、本日、令和8年4月13日月曜日、1日間であります。

2点目、説明のために出席を求めた者については、議事日程を御清覧ください。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 森田委員長、ありがとうございました。

お諮りをいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日に決定をいたしました。

日程第３ 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る令和８年３月２５日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙議会对外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、監査の結果について報告をいたします。監査委員から令和８年１月分、２月分の例月出納検査結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として総務産建常任委員会が令和８年４月８日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

澤田委員長。

○総務産建常任委員会委員長（澤田 俊之君） おはようございます。総務産建常任委員会の報告をいたします。

令和８年４月８日開催。税務課の所管事務調査を行いました。

協議事項は１件です。新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴うもので、委員会として了承しました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を打ち切ります。

澤田委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が令和８年４月８日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、報告をさせていただきます。

民生教育常任委員会は令和８年４月８日に開催をされました。

調査内容は、こども教育課であります。

調査結果につきましては、協議事項 1 件、大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結についてであります。了承することと決定をいたしました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 委員長報告のうち、協議事項につきまして質疑がございましたらお願いをします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を打ち切ります。

中井委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が令和 8 年 3 月 31 日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

岡坂委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（岡坂 遼太君） おはようございます。議会広報調査特別委員会より御報告いたします。

令和 8 年 3 月 31 日火曜日、議会広報調査特別委員会を議員控室にて開催いたしました。

内容は、議会だより第 83 号の編集についてです。議会だより第 83 号は、5 月 14 日木曜日に全戸配布となっております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 岡坂委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第 4 承認第 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 4、承認第 3 号、専決処分の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により行った専決処分について、同条第 3 項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、新温泉町税条例の改正について御説明させていただきます。

まず、審議資料 24 ページ、タブレット 25 ページをお開きください。

令和 8 年度税制改正に対応するための税条例の専決処分について。令和 8 年度の主な改正点、令和 8 年 4 月 1 日施行分のみでございます。

1、軽自動車税。概要、環境性能割廃止に伴う改正、軽自動車税種別割を軽自動車税

にする改正、その他、地方税法改正による条ずれ、項ずれの反映でございます。根拠法令といたしまして、地方税法、令和 8 年 3 月 31 日可決、成立、公布になっております。同年 4 月 1 日施行でございます。施行日が令和 8 年 4 月 1 日。

2、専決処分をする理由。軽自動車税等の改正については、令和 8 年 4 月 1 日施行であるため。

それでは、条例改正の内容を説明させていただきます。説明の都合上、審議資料 25 ページ、タブレット 26 ページの新温泉町税条例改正の概要を御覧ください。左の列が今回の条例改正の条項です。真ん中の列が上位法である地方税法の改正条項でございます。右の列が改正の概要でございます。それでは説明させていただきます。

第 18 条から第 19 条につきましては、法律改正に併せて改正されております。軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。第 33 条、法改正に併せて改正、特定大口株主配当等の特定配当等への追加でございます。第 80 条から、次ページの第 91 条までは、法律改正に併せて改正しております。軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

附則第 7 条の 3、法律改正に併せて改正、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正でございます。附則第 7 条の 3 の 2、法律改正に併せて改正、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備でございます。附則第 8 条、法律改正に併せて改正、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正でございます。附則第 10 条の 2、法律改正に併せて改正、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置、わがまち特例の割合を定める規定を新設しております。項ずれの反映。附則第 10 条の 3、法令改正に併せて改正しております。附則第 15 条から附則第 16 条につきましては法律改正に併せて改正、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。附則第 16 条の 3、法律改正に併せて改正、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備でございます。

次のページに行きまして、附則第 16 条の 4、附則第 17 条につきましては法律改正に併せて改正になっております。法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備でございます。附則第 17 条の 2、法律改正に併せて改正、適用期限の延長に伴う改正でございます。附則第 18 条から附則第 20 条の 3、法律改正に併せて改正です。法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要整備でございます。

議案のタブレット 6 ページにお戻りいただきまして、このたびの改正附則といたしまして、第 1 条、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。また、第 2 条では、固定資産税に関する経過措置を設けております。第 3 条で軽自動車税に関する経過措置を設けております。第 4 条では、新温泉町税条例等の一部を改正する条例、平成 26 年新温泉町条例第 14 号の改正を設けております。なお、軽自動車税環境性能割の廃止による税収の影響は、令和 6 年度決算ベースで約 450 万円の減少と見込んでいますが、こちらは地方特例交付金に補填される見込みです。改正内容は以上です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第 5 議案第 5 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 5、議案第 5 6 号、大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 5 6 号、大庭認定こども園耐震補強・改修工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。審議資料の 2 9 ページ、タブレットの 3 0 ページを御覧ください。

これまでの説明と重複する部分については、要点のみの説明とさせていただきます。工事概要でございます。1、工事の目的は、これまでから説明させていただいておりで、安全確保、環境改善及び長寿命化を図るものでございます。

2、改修後の施設概要の(3)構造は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りの平家建てでございます。一部鉄骨造りは増築部分とプレハブ倉庫でございます。(4)床面積は、プレハブ倉庫の面積を含んでおります。

3、工事の概要は、(1)目標耐震性能を I s 値 0.7 5 以上とする耐震補強。(2)増築、既存不適格改修など、ここに記載のとおりでございます。

4、工事の期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まででございます。

3 0 ページを御覧ください。現況の配置図でございます。斜線部分を撤去します。

3 1 ページを御覧ください。改修後の配置図でございます。図面右側の斜線部分に増築を行います。左側の斜線部分は既存の倉庫撤去に伴い、プレハブ倉庫を新設します。

なお、令和 8 年 4 月 8 日の民生教育常任委員会で、令和 6 年度に行った許容応力度計算業務の必要性について御意見をいただいております。設計士に改めて確認しましたところ、建築確認申請の仕様規定を満たすための図面作成に必要であったということでございます。また、既存建物等増築部分をエキスパンションジョイントでつないでいる理由につきましては、そうしないと鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りの混構造ということになりまして、構造計算適合判定というハードルが高いものが必要となるということですから、それを避けるためにこのような設計になっているということでございます。

3 2 ページを御覧ください。耐震改修の平面図です。鉄筋コンクリートの耐震壁の増設や開口閉鎖補強を行います。

3 3 ページを御覧ください。現況の平面図でございます。

3 4 ページを御覧ください。改修後の平面図でございます。建物右側の間取りを変えることとなっており、建物前側に増築を行います。更衣室、医務室、会議室兼休憩室、多目的トイレも整備しまして環境改善を図ります。

3 5 ページを御覧ください。工事のスケジュールでございます。仮設園舎工事につきましては使用を開始しております。一番下の行、議会对応のところを御覧いただきまして、令和 8 年 4 月中旬が本日でございまして、工事請負契約の議案を御議決いただきましたら、本契約を行いたいというふうに考えております。本体工事、外構工事につきましては、耐震補強等工事に約 1 0 か月、外構工事に約 3 か月を見込んでおりまして、令和 9 年 4 月には、大庭認定こども園での教育・保育を再開できるようにしたいというふうに考えております。

続いて 2 8 ページ、タブレットの 2 9 ページを御覧ください。入札公表調書でございます。2 の入札年月日は、本年 3 月 3 0 日でございます。9 の入札状況でございますが、町内業者 8 者による指名競争入札を行いました。4 者が辞退しまして、4 者による入札の結果、株本建設工業株式会社が 3 億 2, 8 0 0 万円で落札となり、上に戻っていただきまして、4、落札価格は 1 0 % 相当額を加算した 3 億 6, 0 8 0 万円でございます。令和 8 年 3 月 3 0 日に仮契約を締結しております。

それでは、議案のタブレット 8 ページを御覧ください。1、契約の目的は、大庭認定こども園耐震補強・改修工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は 3 億 6, 0 8 0 万円。4、契約の相手方は株本建設工業株式会社でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

まず初めに、本案に対し反対者の発言を許します。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 本案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はこの工事について、まだまだ改良の余地があると、そんなことで今までの議案に対しても対応してきました。この予算は既に成立しております。また、請負契約も仮契約のところまで来ています。これについて、私や、あるいはここにおられる皆さんが止めることは不適切だと感じています。その中で、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私たちは、公のお金を使っていろんな事業を組み立てる、それを判断してくるのが当然のことだと思っています。よりそのお金の使い方を有効にさせていただく、この工事についても、0歳児保育がないことが多くの議論を招いてきた、そういうふうに思っています。この事業の中でも、まだ0歳児保育を整備することは不可能ではありません。今、在り方検討委員会が進められ、認定こども園についても議論がなされようとしています。その中で、大庭認定こども園は耐震改修、浜坂認定こども園は改築という今までの議論がありました。大庭は浜坂認定こども園よりも古い、しかし改修でいこう。浜坂は少し新しいけれども改築しよう。この差は何か。これは皆さんが感じておられるところだと思います。大庭認定こども園の耐震性不足は、これは行政としての最も重要な課題です。しかし、この町の若い人たちが隣の町に移り住む、そういった傾向があるにもかかわらず、11月までに申込みがなかったから0歳児保育は必要ではない、この判断は、ウエルカムの町であったり、あるいは子育て支援が充実した町を目指す上では、決してあってはならない判断だと思っています。今の工事の規模においても、僅かの工夫をすれば、0歳児保育を実現できる内容だと私は思っています。そういった意味の中で、私たちは賛成をしなければならない。しかし、行政としてより高みを目指す、より子育て支援ができる町を目指す上では、諦めることなく、少しでもいい環境を目指すべきだと思っています。そういったことを常に私たちは、工事の進捗においても注視しながら、行政に改善を求めていくべきだと感じています。

本案を可決するに当たり、そういった認識の下で賛成をしたいと思います。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し、賛成者の発言の許可をします。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、本案は、可決をされました。

○議長（池田 宜広君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

第146回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ御参集を賜り、町長から提案のありました事件に対し御審議をいただきました。議員各位には適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位並びに執行部の皆さんは、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げ、閉会といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第146回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいりたいと存じます。

一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第146回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時31分閉会
